

# マイナンバーカード休日交付窓口のご案内（予約者限定）

平日にマイナンバーカードを受け取れない方は、休日窓口をご利用ください。ご利用の際は必ず事前予約をお願いします。事前予約がない場合、窓口は開設しません。

- 日 程 7月24日(日) ■時 間 午前9時～正午 ■場 所 住民生活課(本庁1階)
- 問合せ 住民生活課住民年金係 ☎72-6908



## 家屋の確認調査を行っています

町では、公平で適正な課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、家屋表題登記、建築確認申請、航空写真を利用し、新增築や滅失された家屋を調査しています。

【家屋が新增築されている場合】  
課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況が確認できない場合は直接訪問する場合があります。

## 【家屋が滅失されている場合】

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、取り壊した翌年度の課税台帳から削除しますのでご相談ください。

＜住民の皆さんへのご願＞  
固定資産税納税通知書の内容と家屋の現状に相違等がある場合はご連絡ください。

また、過年度に建築された家屋は、原則、令和4年度の調査分から最大5年間分さかのぼって課税となります。

▼問合せ 税務課資産税家屋係 ☎(72)6905

## 家屋を取得した方へ

令和3年中に家屋を新築、増築または改築により取得した方に、7月8日付けで「不動産取得税納税通知書」を送付します。納税通知書に記載の金融機関の窓口などで納付してください。

▼納付期限 7月29日(金)

▼問合せ 栃木県大田原県税事務所課税課不動産取得税担当 ☎0287-23-4172

## とちぎ材の家づくり支援事業のご案内

県では県産木材を利用した住宅の建設を支援しています。

▼対象となる住宅  
県産出材を一定量以上使用して新築・増改築を行う住宅

▼補助金額  
・新築 5〜40万円(伝統工芸品等使用で上乘せ補助あり)  
・増改築 5〜15万円

※県産出材の使用量に応じて金額が変わります。

※補助金交付には条件があります。

▼問合せ 栃木県林業木材産業課 ☎028-623-3277

## 中山間地域等直接支払交付金の状況

中山間地域等直接支払交付金制度は、中山間地域等(芦野・伊王野・那須)の農業生産活動や多面的機能(水源のかん養・土砂崩落防止など)の確保を目的に、一定条件を満たした農用地に交付金を支払い、耕作放棄等の発生を防止するものです。

令和3年度の交付金支払い状況は左表のとおりです。

| 地区名 | 集落協定数 | 協定参加者数 | 交付金         |
|-----|-------|--------|-------------|
| 伊王野 | 9     | 176    | 18,070,484円 |
| 芦野  | 6     | 52     | 4,928,647円  |
| 那須  | 9     | 92     | 21,521,170円 |
| 合計  | 24    | 320    | 44,520,301円 |

▼問合せ 農林振興課農政係 ☎(72)6911

## クロスコネクションは水道法で「禁止」されています

クロスコネクションとは、水道管(給水装置)とその他の目的の管が直接連結されていることをいいます。また、水道水と井戸水等を必要に応じてバルブで切り替えて使用することも同様です。

【その他の目的の管の例】  
井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水・貯水槽以降の配管等

○クロスコネクションになつていない場合  
速やかに、町指定給水装置工事事業者へ直接依頼し、水道管とその他の目的の管を切り離してください。

なお、切り離し工事に要する費用は個人負担になります。また、クロスコネクションをそのまま放置した場合、大量の水道水が井戸等に流れ込み、高額な水道料金が請求されることがありますので速やかに対応をしてください。

クロスコネクションが発見される場合によっては、罰則を科せられる可能性がありますのでご注意ください。

▼問合せ 上下水道課水道施設係 ☎(72)6920